

令和6年横審第12号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松村徹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年7月24日11時59分半僅か過ぎ

静岡県浜名港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	0.6トン	
登 録 長	6.80メートル	6.56メートル
機 関 の 種 類	電気点火機関	電気点火機関
出 力		110キロワット
漁船法馬力数	30キロワット	

3 事実の経過

Aは、平成30年4月に進水し、船尾に船外機を備えた和船型のFRP製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、救命胴衣を着用し、漁場整備後の船上を清掃（以下「船体清掃」という。）する目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和5年7月24日11時30分浜名港の係留場所を発し、浜名港の第2防波堤西側の海域に向かった。

a受審人は、11時40分頃前示海域に着き、11時45分浜名港背割堤灯台（以下「背割堤灯台」という。）から060度（真方位、以下同じ。）830メートルの地点付近で、船首から重量約1キログラムのT字型でステンレス製の海藻回収道具3本を約1メートル間隔で連結したものを水深約3メートルの海中に投げ、同3本に連結した直径14ミリメートル長さ20メートルの合成繊維製の錨索を約7メートル繰り出して左舷船尾部につなぎ止め、機関を停止し、船首が風潮流によって030度を向き、錨泊中の船舶であることを示す黒色球形形象物を表示しない状態で錨泊を開始し、下を向いて立った姿勢で船体清掃を始めた。

11時59分僅か過ぎa受審人は、背割堤灯台から060度830メートルの地点で、船首が030度を向いていたとき、右舷船尾25度200メートルのところにBを視認することができ、無難に航過する態勢で東行していた同船が近距離のところまで自船に向かって転針し、

衝突の危険を生じさせて接近する状況となったが、平素、航行中の船舶が錨泊中の船舶を避けるのを見ていたので、このときも航行中の船舶が錨泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、注意喚起信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続け、11時59分半僅か過ぎ背割堤灯台から060度830メートルの地点において、Aは、船首が030度を向いたまま、その右舷船尾部に、Bの船首が、後方から25度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の南風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体ほぼ中央に操縦室を設けたFRP製モーターボートで、同室の右舷寄りに操縦ハンドル、その前方にGPSプロッター兼魚群探知機、同ハンドルの右舷側に機関遠隔操縦装置、操縦ハンドル後方に操縦席をそれぞれ備え、b 受審人が単独で乗り組み、救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、同日05時00分浜名港東部のマリーナを発し、天竜川河口南方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、06時00分頃前示釣り場に到着して釣りをを行い、11時00分頃釣りを終えて帰途に就き、GPSプロッター兼魚群探知機を作動させて椅子に腰掛けた姿勢で操縦にあたり、11時57分半少し過ぎ背割堤灯台から058度50メートルの地点で、針路を第2防波堤南端に向く074度に定め、16.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

11時59分僅か過ぎb 受審人は、背割堤灯台から073度730メートルの地点に達したとき、左舷船首69度200メートルのとこ

ろにAを視認することができ、同船が錨泊中の船舶であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、ほとんど移動しないことから錨泊していることが分かる状態で、このまま続航し、第2防波堤南端の20メートル手前のところで転針すれば、Aの右舷方を無難に航過する態勢であったが、転針方向を一べつして船舶を見掛けなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、減速して15.0ノットとしながら針路を005度に転じたところ、近距離のところで同船に向首する態勢となり、Aに対して衝突の危険を生じさせた。

Bは、原針路及び原速力のまま前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船尾部外板に破口を伴う亀裂等を、Bは、船首船底に擦過傷をそれぞれ生じたが、のちにいずれも修理され、a受審人が左下腿打撲傷を負った。

(航法の適用)

本件は、港則法が適用される浜名港において、航行中のBと錨泊中のAとが衝突したもので、航法の適用について検討する。

Aの錨泊地点は、浜名港の第2防波堤西面から100メートルの地点であったものの、Bの喫水を考慮すると、同地点の周囲には十分な可航水域があると認められることから、港則法第10条に基づく同法施行規則第6条の停泊の制限の適用はない。

また、衝突地点は、浜名港の第2防波堤西面から100メートルの地点であったものの、同防波堤によってA及びB両船の見通しの悪い状況ではなかったことが認められ、港則法第17条の適用もない。

そして、A及びB両船が、ともに総トン数20トン未満の汽船であることから、両船それぞれ汽艇等に該当し、当時、互いに外見でそのこと

を容易に識別できる状況であったと認められるので、港則法第18条の適用もない。

その他、港則法には本件に適用される航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用されることになり、同法にも航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係について、個別に規定した条文がないことから、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、浜名港において、航行中のBが、見張り不十分で、錨泊中のAに向けて近距離のところで針路を転じ、衝突の危険を生じさせたことによって発生したが、Aが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、浜名港において、航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、転針方向を一べつして船舶を見掛けなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、錨泊中のAに気付かず、同船に向けて近距離のところで針路を転じ、衝突の危険を生じさせて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、a受審人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、浜名港において、船体清掃を行いながら錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意

義務があった。しかるに、同人は、平素、航行中の船舶が錨泊中の船舶を避けるのを見ていたので、このときも航行中の船舶が錨泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突の危険を生じさせたBに気付かず、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年11月12日

横浜地方海難審判所

審判官 浅野 活人